

第2回行政改革推進委員会 会議要約

- 日 時 平成29年 9月21日(木) 午後2時00分～午後4時00分
- 会 場 村上市役所 5階 第4会議室
- 出席者 行政改革推進委員会委員 9名
総務課長、総務課参事、人事管理室 3名

1 開 会 (午後2:00開会)

2 会長あいさつ

3 協 議

(1) 村上市における行財政改革の推進に対する意見について

※事務局説明

(2) 答申(案)について

※事務局説明

会 長

ただ今、事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

委 員

答申(案)の鏡文について、「行革全般」の内容を盛り込むことで、委員会としての方向性をもう少し明確にした方が良いのではないかと。そうすることで意見書の内容も強調され、より説得力のある文書になるのではないかと。

会 長

「行革全般」についてどの部分を取り入れるのか。

委 員

具体的には、合併して10年が経過しましたが、目指してきた計画が実現できたのか否かを検証する必要があるのではないかと。その結果により、必要なもの unnecessaryなものを見極めて、市としてより良い方向へ進むことが効率的であると考えてるので、その内容を追記して頂きたい。

事務局

そのような内容について追記いたします。

会 長

鏡文に「方向性を共有しながら…」とありますが、「市民と行政が共有する」として、対象を明確にしてほしい。

委 員

【職員体制】について、(1)と(3)の内容が職員に関してなので、一つにまとめることはできないかと。

総務課長

【職員体制】に関連して、地方公務員法の改正により、平成32年4月1日から大幅に内容が変わる予定となっております。変更内容は、臨時職員と非常勤特別職の明分化が図られ、臨時職員についてはフルタイムで働いている方はボーナスの支給が発生したりします。人件費の削減等が課題としてありますが、臨時職員等の生活を守るという側面もあるということを確認させて頂きたいと思います。

会 長

【職員体制】について、地区によっては団塊の世代が退職したことにより、一気にその世代の職員がいなくなって少なからず影響が出ており、今後の職員の採用等をどのように計画的に行っていくか課題である。その辺の内容を追記できないか。

総務課長

そのような内容について追記いたします。市でも十分把握をしており、適正な職員配置を行えるように今後も配慮・調整を図っていきたいと考えております。

また、先ほどお話しがありました非常勤特別職について、一部地域においては、なり手が不足しております。非常に苦慮している状況があります。非常勤特別職については、通勤費の支給がないため、他地域からお願いすることも難しく、平成32年4月1日からの新しい制度設計の中で、どのように対応していくことができるか考えていきたいと思います。

委 員

答申書の意見全般について、目安として「いつまでに」という期限を設けた方が、分かり易いのではないか。

事務局

「□年度までを目標に」という文言を追記させていただきます。

委 員

内部の人が考えても同じ発想しかできないと思うので、市の行政システム、財政面、仕事のやり方等について、効率よく行うノウハウを持った方に参加してもらうことで、もう少し民間の意見を取り入れ、違う角度から物事を見られればいいのではないか。是非そのような発想で、体制づくりをしていただきたいと思うので、そのことについて、文言を追加できないか。

事務局

「民間の意見を取り入れながら」といった文言を追記させていただきます。

委 員

行政に関して、縦割りがあまりにも強く、一つの問題に対してそれぞれの部署でそこだけを見ていくと全体の改善という点が遅れてしまうのではないか。

最近では、ある総合病院で一人の患者の問題点をみんなで考えて悪いところはどこか探したり、改善する方法を見つけ出すといったようなやり方をしています。問題が発生した時に、すぐに集まって、広い視点で全体をつかんでいくことができれば、解決の糸口が見つかって、もう少しスムーズに物事が進んでいくと思うので、そのような体制づくりをお願いしたい。

総務課長

ご意見の通りだと思います。そのような体制づくりの方法の一つに、若手職員を中心として課を超えて一つの課題に取り組むといった内容の研修があります。そのような研修等を通じて職員を育成していくことは、当課の重要な課題と考えておりますので、時間は掛かりますが、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

委員

以前、広域合併した場合については、中心部は恩恵が受けられるので、むしろ遠隔地において手当をすることが最も重要であるとの講演を受けたことがあります。

それに関連して意見を述べさせてもらえば、「各支所の権限を拡大」の部分で「各支所の権限と予算措置を拡大」に変更していただきたい。ある程度支所で権限と予算を持って対応できるようになると、末端までサービスの向上が図られてくるのではないかと考えます。中心部における行政のあり方、遠隔地を考慮した行政のあり方という内容を答申に盛り込んでいただき、それを実行することができれば、不便なことに対してもここまではサービス・対応をしてくれているといったように、そこに住む方も納得しやすいのではないかと考えます。

事務局

支所の予算措置について、追記いたします。

総務課長

民間で介入することが難しい地域等については、公共で整備や支援をしていかなければならないと考えておりますし、買い物難民の対応と合わせて検討していきます。

なお、支所の予算措置に関しては、使用目的が決まっていない自由な予算配当ができないことから、どのようなやり方がより良いサービスや効率の向上に繋がるのか、各支所長と検討を行っているところであります。

委員

市で貸出を行っている施設について、一般市民が見たいときに市のホームページ等により一覧表で確認することができるようなシステムはとれないか。また、そのような内容について、答申に取り入れていただきたい。

事務局

市が貸出を行っている施設について、現状ではホームページ等により確認することはできませんが、そのようなシステムの構築に向けて検討し調整していきたいと考えます。

委員

市のホームページから平成29年度版の市勢豆知識をダウンロードしたが、市の統計を知る資料となり大変参考になりました。このようにホームページ等の情報は、手軽に入手できて有益なものだと考えますので、様々な情報発信に努めていただきたい。

委員

公共施設等の配置について、現在の利用率から考えると、ほとんど利用されていない施設が多く存在している。その中で将来を見据えて必要な施設かどうかを見極めて、不要な施設については廃止し、維持管理経費を削減していくべきではないか。

また、市が管理・運営を行っていくべき施設であるか、民間が管理・運営を行うことができる施設であるかを見極めて、積極的に民間へ移譲していくべきである。

委員

【公共施設の維持管理について】の（５）「遊休地、遊休施設の情報を庁内で共有し」とありますが、庁内だけでなく、市民も含んで共有が必要ではないか。

事務局

市民や関係機関との共有が必要だと考えますので、文言の修正をさせていただきます。

委員

【公共施設等の維持管理について】の（４）について、文中に「地域性を考慮した」との表現を加えていただきたい。

事務局

そのように変更させていただきます。

委員

指定管理者制度により管理・運営を行っている施設について、市ではその施設の収支運営状況を把握していますか。

事務局

指定管理者は、仕様書により市に事業報告書を提出しなければならないこととしておりますので、収支運営状況についても把握しております。

委員

指定管理者の収支運営状況が悪く赤字経営となった施設は、制度上誰がその負担をすることになりますか。

また、群馬の道の駅「田園プラザ川場」を視察する機会がありましたが、そこは当初、赤字施設であったが、指定管理者制度の導入により経営状況が改善し、現在は指定管理料とほぼ同額を行政にお返ししている状況だそうです。村上市でも、同様の状況となった場合は、その売上げを行政に返還することは制度上可能ですか。

事務局

仕様書で、「指定管理業務を遂行し利益が出た場合、その利益が客観的に過大と認められるような場合には、指定管理料の減額など、指定管理者との協議により適切に対応する」としておりますので制度上は可能ですが、これまでそのような事例はありませんでした。

また、指定管理者制度を導入するに当たり、市が作成した仕様書に基づき積算することになりますが、施設の赤字部分については指定管理料として市が負担することになりますので、先ほど田宮委員から意見があったとおり、市としても可能な施設については民間に譲渡しスリム化を図っていく必要があると考えております。ただし、民間への譲渡等については、公共の施設ですので、より良い利活用に繋がるよう慎重に審議を行い手続きを進めていく必要があると考えます。

委 員

指定管理者の選定は、どのようにして決定するのですか。

事務局

指定管理者の選定は、当該施設ごとの目的、施設概要、管理基準、業務の範囲・内容、業務実施に当たっての注意事項及びその他業務の履行方法などの必要事項を規定した業務仕様書に基づき、市が積算した上限額を定めて募集を行います。それにより、ご提案いただいた内容について、指定管理者選定委員会で指定管理者の候補者を選定し、議会の議決により決定いたします。

委 員

「3 その他」について、答申文に含めるのではなくて、別紙の意見書として関係各課へ提出してはどうか。

< 委員了承 >

会 長

それでは本日の意見を事務局でまとめて答申（案）を作製してください。
出来上がったものを、次回の委員会で確認した後、答申させていただきます。

4 次回の日程について

日 時：平成29年10月19日（木）14:00～

会 場：市役所5階 第4会議室

5 その他

6 閉 会

（午後4：00閉会）